

令和8年4月1日から**自転車**の交通違反に

「交通反則通告制度（青切符）」が導入されます。

主な反則行為	反則金
携帯電話の使用等（保持）	12,000円
信号無視（赤色等）	6,000円
車道の右側通行	6,000円
一時不停止	5,000円
無灯火	5,000円
イヤホンの使用	5,000円
並進	3,000円



並進



二人乗り



携帯電話の
使用等（保持）



交通反則告知書
（青切符）

対象

16歳以上

※運転免許の有無は関係なし

発行：伊勢市交通政策課（☎21-5508）

【警察庁】
自転車を安全・安心に利用するために
一自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入ー【自転車ルールブック】



交通反則通告制度 (反則金制度) の流れ

16歳以上
が対象!

違反行為

反則金制度の対象

反則金制度の対象外

青切符

赤切符

8日以内に反則金を納入する

8日以内に反則金を納入しない

11日以内に反則金を納入する

11日以内に反則金を納入しない

〔刑事手続きへ〕

検察に送致

不起訴

起訴

略式起訴

手続き
終了

事件終了

刑事裁判 or
家庭裁判所の審判

罰金等

※有罪ならばいわゆる「前科」がつきます

